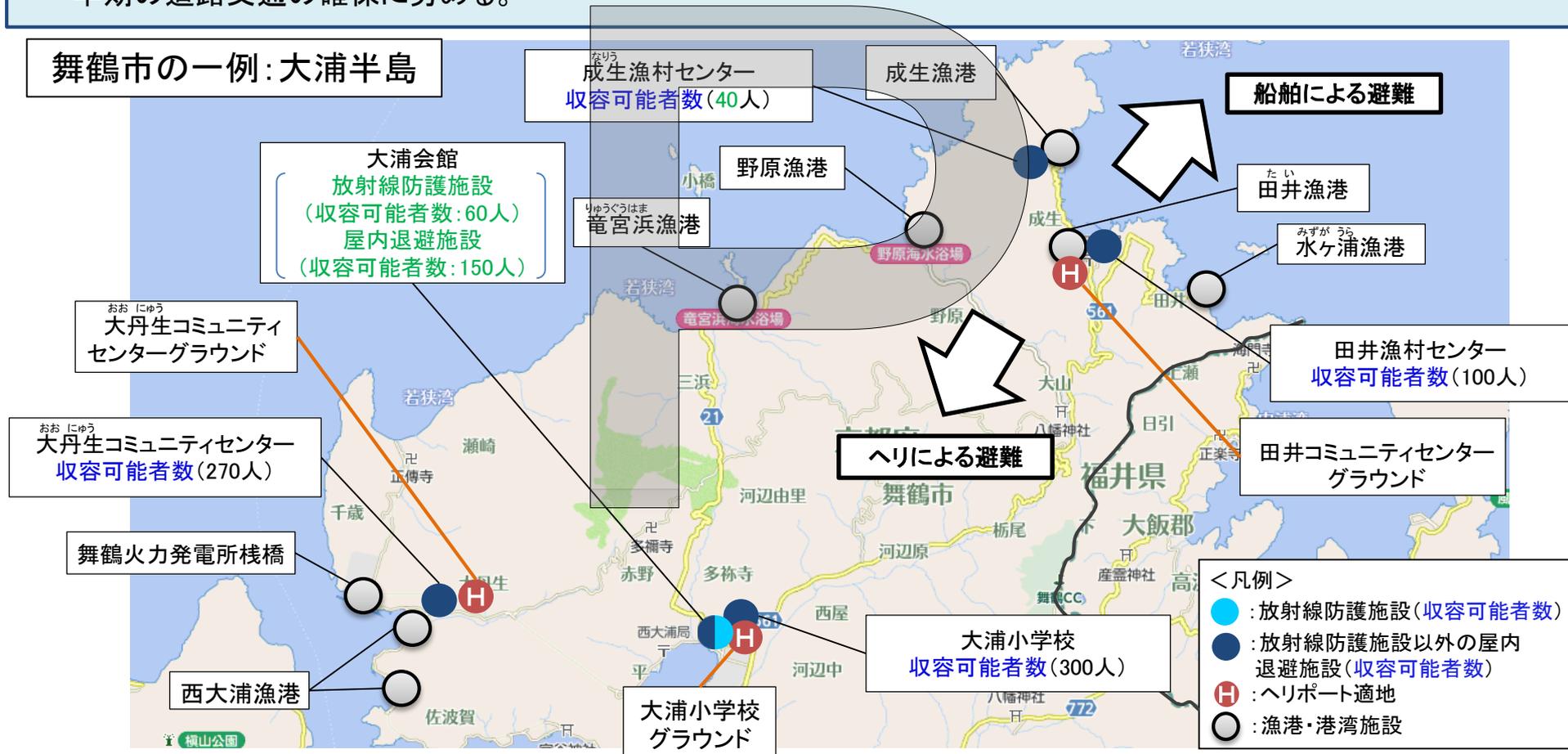


複合災害等により孤立した場合の対応（京都府）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、一時移転等の指示が出た場合には、避難を実施。
- UPZ内の半島及び沿岸部、中山間地域については、複合災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合に備え、臨時ヘリポートを整備。また、海路や空路での避難体制が整うまでは、放射性防護対策施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路等の管理者は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

舞鶴市の一例：大浦半島



※ 利用する港については、被災状況等を考慮し選定
 ※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請
 ※ 舞鶴市の大浦半島以外の地区が孤立した場合の対応も同様とする。

滋賀県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 滋賀県では、UPZ内にある社会福祉施設(4施設394人)のうち、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、**滋賀県災害対策本部にて**障害福祉サービス事業所等23施設との調整により確保。
- 救護施設については避難先を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県**災害対策本部**が受入先を調整。
- 医療機関は所在しない。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
社会福祉施設	障害福祉サービス事業所等	2	34
	救護施設	2	360
	小計	4	394
合計		4	394

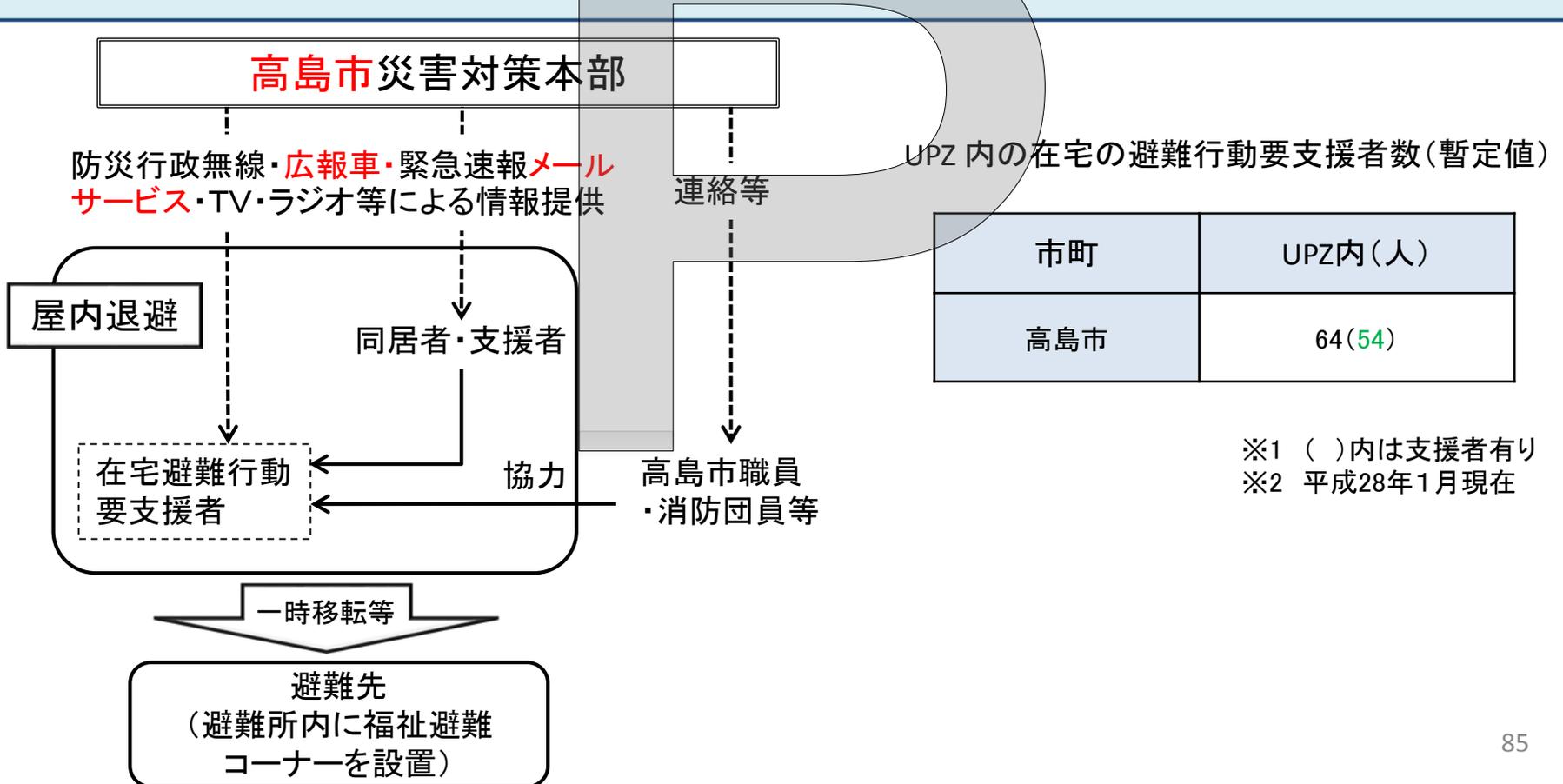
< UPZ外 >

避難先施設	
受入候補施設 数(施設)	受入可能人数 (人)
23	34
3	360
26	394
26	394

障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により**受入先**を確保。救護施設についてはあらかじめ**受入先**を確保。

滋賀県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、**広報車**、**緊急速報メールサービス**、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



滋賀県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 滋賀県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に校長等を本部長とする学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において学校原子力災害時避難計画を策定済みであり、施設敷地緊急事態により高島市災害対策本部から屋内退避の準備として帰宅指示が出された場合には、児童等を保護者に引き渡し、全面緊急事態までに完了する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避(校舎内)を実施する。その後、事態が悪化し、高島市災害対策本部から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。
- 高島市災害対策本部や高島市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。

UPZ 内の教育機関数

	教育機関数 (機関)	児童・生徒 数(人)
保育所・幼稚園等	0	0
小学校	1	3
中学校	0	0
高等学校	0	0
特別支援学校	0	0
合計	1	3

